

阿賀野市規則第 20 号

阿賀野市行政組織規則の一部を改正する規則

阿賀野市行政組織規則（平成 25 年阿賀野市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

総務部	市長政策・市民協働課		秘書広報広聴係
	総務課		庶務係 交通対策係 人事係
	危機管理課		危機管理係
	企画財政課		企画係 財政係
		デジタル化推進室	デジタル化推進係 電算係
	管財課		管財係
税務課		市民税係 資産税係 収税係	
民生部	市民生活課		市民係 相談係
		脱炭素・SDGs 推進室	環境係
	健康推進課		成人係 健康づくり係 病院管理係 国保年金係 後期高齢係
	社会福祉課		福祉企画係 児童福祉係 障がい福祉係 援護係
	高齢福祉課		介護保険係 高齢福祉係
	生涯学習課		社会教育係 図書館係 文化行政係 管理・スポーツ係
産業建設部	農林課		農林企画係 農林振興係 農林整備係 農園振興係
	商工観光課		商工振興係 観光係
	公園管理事務所		公園管理係
	建設課		庶務係 建設係 維持管理係 都市計画建築係
	上下水道局		下水道管理係 下水道維持係 下水道建設係

第 17 条の見出し及び各号列記以外の部分中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第 17 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) すべての妊産婦、子育て世帯、子どもやその家族に対する総合的、一体的な相談支援に関すること。

第 17 条第 1 項第 4 号を削る。

第17条第2項及び第3項中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。